

転入等に伴う学校給食食物アレルギー対応の手続きについて

府中市立学校給食センターでは、食物アレルギーで給食の摂取制限がある児童・生徒に対して、次の対応をしています。対応を希望する方は以下の内容を確認してお申し込みください。

1. 食物アレルギー対応食(除去食・代替食)

対象食品	<u>給食センターで調理する料理のみ、対象となります。</u> ・卵(鶏卵、うずら卵) ・牛乳および乳製品類(ヨーグルト、チーズ、生クリーム、練乳、バター、ホワイゼリー等) ・甲殻類(えび、かに) ・果物(かんきつ類を除く) ★業者から直接学校に納品される食品(パン、デザート、ドレッシング等)は、対応食を申請した場合でも提供されます。「使用食品原材料配合表」等により、必ず事前に家庭で内容を確認してください。なお、食べられない場合は、ご家庭での対応と、学校(学級担任等)への連絡をお願いします。
対象者	食物アレルギーのため、給食の全部または、一部を食べることができない児童・生徒 ただし、アナフィラキシーショックの既往がある場合は、対応にあたり条件があります。※1 ※1 <u>学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)に「アナフィラキシーあり」の記載がある場合は、必ず『F:その他の配慮・管理事項』の欄にアナフィラキシーショックの既往の有無も医師に記載してもらってください。過去にアナフィラキシーショックの既往がある場合は、医療機関で食物経口負荷試験を実施し、その結果の記入をお願いしてください。</u> わずかな量で反応する恐れがなければ(原因食品のコンタミネーションは問題ない段階であれば)、給食の提供は可能です。ただし、わずかな量でも反応する恐れがある場合は、家庭からの弁当対応をお願いします。
その他	★<u>対応食を希望する場合は、給食センターアレルギー担当(電話:042-366-8376)へご連絡ください。</u>対応食実施の条件や、対応食開始までの予定などをご説明します。 ★<u>対応食の実施には、面談が必要です。</u>学校の先生方、給食センター栄養士を交えて実施します。 ★対応食の提供開始は、面談および必要書類による申込みの完了後になります。 ★対応食開始までの期間も、給食は提供されます。ただし、対応食の対象食品が含まれる料理についても、「献立細案」等で内容を確認し、ご家庭での対応をお願いします。

2. 献立細案および使用食品原材料配合表の送付

献立の詳細な資料を必要とする児童・生徒に、以下を送付しています。

① 「**献立細案**」…給食の使用食品名及び1人分使用量を記載したもの。

② 「**使用食品原材料配合表**」…調味料やパン等に使用されている原材料を記載したもの。

①②をもとに、給食を食べられるかどうかをご家庭で判断していただきます。

書面での送付を希望する場合は、給食センターへの申請が必要です。

給食センターホームページ[「アレルギー対応食について」](#)でも確認できます。

※書面での送付を希望する場合、書類を提出した月の「献立細案」「使用食品原材料配合表」、年間・学

期の「使用食品原材料配合表」は、学校より受け取ってください。翌月からは、給食センターから学校を通して、個別に送付します。

対象者 食物アレルギーのため、給食の全部または一部を食べることができない児童・生徒。

3. 飲用牛乳類の除去

飲用牛乳および飲用牛乳に代わる乳製品(ミルクコーヒー・ドリンクヨーグルト・乳酸菌飲料等)を除去(提供停止)します。飲用牛乳のみの提供停止や、一部のみの提供停止はできません。なお、飲用牛乳類以外の飲み物(ジュース、豆乳飲料等)は、提供されます。

対象者 食物アレルギーのため、牛乳類を飲用できない児童・生徒。

- ★府中市の学校給食では、そば、ピーナッツ、ナッツ類(アーモンド、カシューナッツ、くるみ)は、原材料として使用していません。キウイフルーツは、当面の間使用しません。
- ★給食センターでは、同じ調理場内で複数の献立を同時に調理しています。このため、喫食する献立に使用していない、別献立の食品が混入する(コンタミネーションの)可能性があります。
- ★給食センターで揚げ物に使用する油は、使用後に沈殿ろ過させた後、再利用しています。

提出書類 全ての対応で、①②の提出が必要です。書類は学校から受け取ってください。

①第1号様式 令和8年度版 食物摂取制限に関する申出書

②学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)※2

※2 食物アレルギー以外の理由(乳糖不耐症等)で飲用牛乳類の除去を希望する児童は、飲用牛乳類の除去が必要であることが分かる、医師による診断書等の提出が必要です。書式は問いません。なお、文書料が発生する場合は、保護者負担となります。

提出先 在籍する府中市立小中学校

提出期限 毎月20日までに給食センターに必要書類が届けば、翌月から対応開始となります。
※対応食は、面談を実施し、申し込み手続きが完了してから対応開始となります。

★給食を一切食べない、または飲料のみ給食の提供を受ける場合

学校に相談した結果、給食を一切食べずに弁当を持参する、または飲料のみ給食の提供を受け、それ以外は弁当を持参する方は、申請により助成金の交付を受けることができます。詳細は府中市ホームページをご覧ください。給食センターへお問い合わせください。

 **府中市 弁当助成**

問合せ先:給食センター 給食費担当(042-366-8375)



問合せ先

府中市教育委員会教育部学務保健課 給食センター アレルギー担当

電話 042-366-8376

給食センターHP <https://www.fuchu-tokyo.ed.jp/lunch>



※電話でのお問合せは、平日午前8時30分～午後5時までをお願いします